

令和7年度 第一中学校いじめ防止基本方針

新発田市立第一中学校

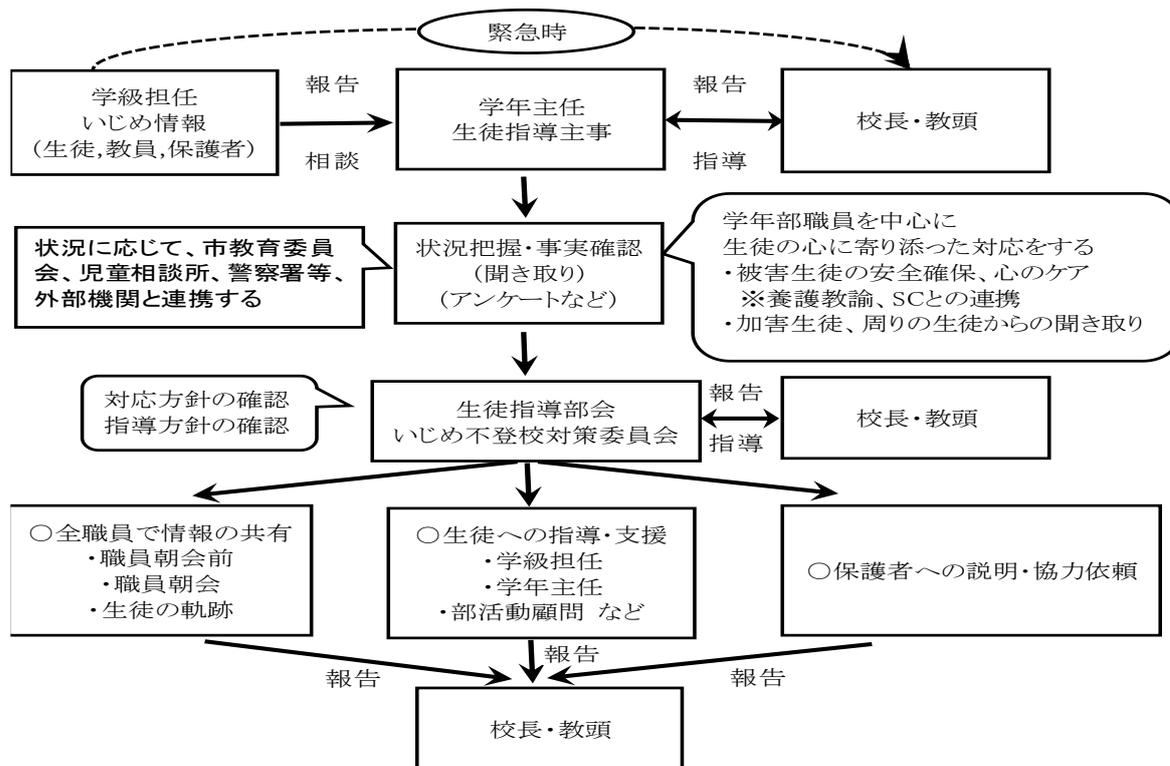
1 いじめ防止のための取組の基本方針

- (1) 教育活動全体を通して、誰もが安心して、心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が、主体的にいじめの問題について考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう指導・支援する。
- (3) いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）は、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者・地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明確にするとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど全校体制で一人一人の状況の把握に努める。

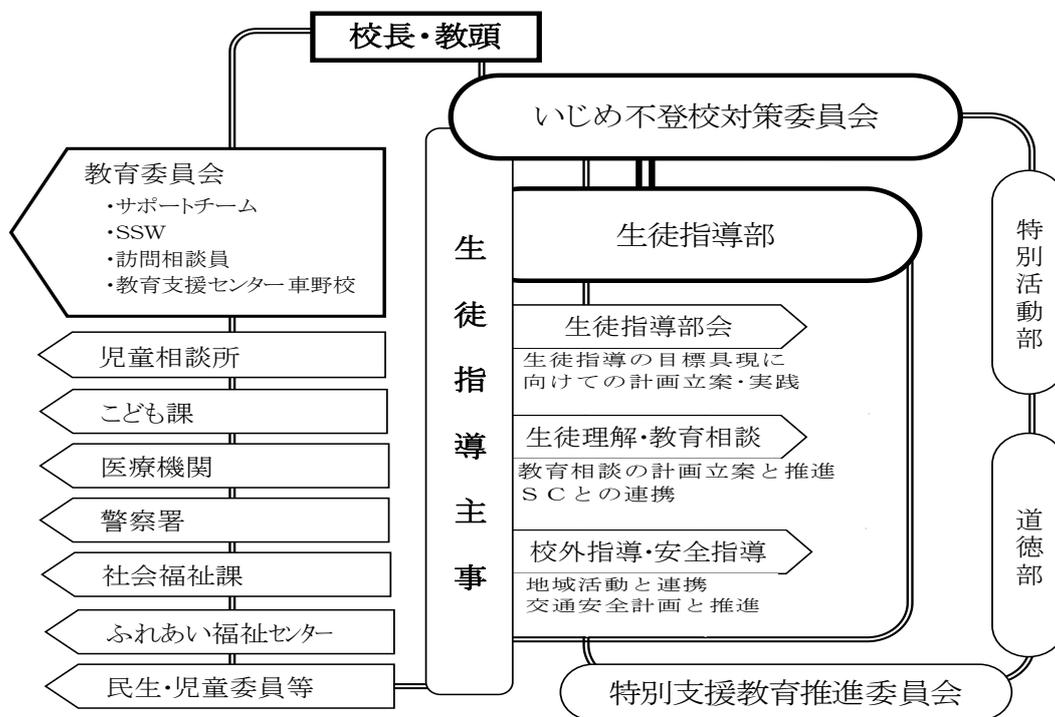
2 いじめ防止対策のための組織

- (1) 「いじめ不登校対策委員会」～いじめ対策に向けた中核となる常設の組織～
 - ① 校長・教頭・各学年主任・教育相談担当・養護教諭・生徒指導主事で構成する。また、必要に応じて学級担任、部活動担当者等を含むことがある。
 - ② いじめ不登校対策委員会を定期的（月に1回程度）に開催し、具体的な支援策の策定を行い、支援の実践に移す。また、必要と認められる場合には、適宜、いじめ不登校対策委員会を開催する。会議録は5年間保存する。
 - ③ いじめ不登校対策委員会は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行う。そのため、以下の4点を主な役割とする。
 - ・学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成、実行・検証・修正
 - ・いじめの相談、通報の窓口
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者等との連携した対応
 - ④ いじめ不登校対策委員の主な役割は以下のこととする。
 - ・管理職は、この会で協議したことを基に判断し、対応策・支援策を決定する。
 - ・生徒指導主事は、いじめ不登校対策委員会の招集、運営、外部機関との連絡、調整をする。生徒指導に関わる情報は、生徒指導主事が情報の一元管理をする。
 - ・各学年主任は、学級担任等からの情報収集に努め、各学年生徒指導担当の先生へ指導、助言にあたる。
 - ・教育相談担当は、教育相談からの情報提供及び教育相談の具体的支援を実践する。
 - ・養護教諭は、保健室からの情報提供及び具体的支援を実践する。
- (2) 「生徒指導部会」～日常的にいじめ、生徒指導上の課題に関して対応する組織～
 - ① 教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。
 - ② 生徒指導部会を「いじめ不登校対策委員会」の下部組織と位置づけ、毎週情報交換及び具体的支援策の検討を行う。
- (3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家
 - ・心理、福祉等に関する専門的知識を有する者（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察経験者など）
 - ・新発田市教育委員会、SSW
 - ・スクールカウンセラー
 - ・新発田警察署、新発田児童相談所、民生児童委員

(4) 対応の流れ



(5) 指導体制



3 いじめ事案への対処

いじめを発見し、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ不登校対策委員会を中核として、組織的に対応する。そして、直ちに、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することやいじめたとされる生徒に対して、生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、事実を確認し、毅然とした態度で適切に指導することなどを組織的に行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関と連携する。

(1) 事実確認・生徒からの聞き取りについて

被害生徒の安全の確保、被害生徒の心情（不安な気持ち、心配など）に配慮し、即時対応、早期解決することを優先する。特に被害生徒からは丁寧に聞き取り、家庭訪問をするなどして事情を説明し、対応を確認する。
※聞き取りは、学級担任、学年生徒指導担当、学年主任、学年部職員、生徒指導主事など、空き授業の職員が複数（できるだけ）で対応する。

- ① いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒への対応
いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の身の安全を確保する。そして、生徒の心情に寄り添い、事実を丁寧に聞き取る。
- ② 事実確認について
いつ（いつ頃から）、どこで、だれが、なにを、どのように、なぜ、そのときの気持ち、感じたこと、思ったことなどを聞き取る。
- ③ いじめたとされる生徒への指導
事実確認を行い、事実確認ができたならば、何が悪かったのか、今後どうすればいいのかなどを一緒に考え、被害生徒の気持ちを考え（伝え）、自分の行動を振り返らせる。謝罪したり、二度としないという気持ちにさせる。
事実確認で言い分に違いがある場合は、それぞれの気持ちに寄り添いながら、この先の関係のあり方について考えさせる。
- ④ いじめを受けた生徒へのケア
不安な気持ちや心配など、本人の気持ちを丁寧に聞く。また、加害生徒に望むこと、どうすれば安心して学校生活を過ごすことができるかなどを確認する。
※被害生徒に、加害生徒の気持ち（謝罪）を伝え、謝罪を受け入れるか確認する。
- ⑤ 謝罪

【いじめが解消したと判断する基準】

- ・加害行為（心理的又は物理的な影響を与える行為）が相当期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）なく、被害者が心身の苦痛を感じない。
- ・被害生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

- ⑥ 聞き取りを記録した用紙は、5年間保管する。

(2) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、家庭、地域との連携を図る。

- ① 家庭との連携
いじめに関わる保護者に対しては、誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明する。特に、いじめを受けたとする生徒の保護者には、いじめの様態などを説明し、見守りや支援の協力を依頼する。また、いじめを行ったとする生徒の保護者についても、いじめを認知した時点で同様の対応をする。
- ② 地域との連携
各種便りやPTA総会などを通じて、いじめを未然に防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けるよう努めることが大切であることを周知する。
- ③ 関係機関との連携
いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合や双方の言い分が違う場合などにおいては、関係機関と適切に連携して対処する。

4 いじめ未然防止・早期発見に向けた取組

(1) 生徒指導体制

① いじめ未然防止・早期発見に向けた指導内容（指導事項）

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高めると共に、自尊感情を高めるよう努める。

週一時間の道徳の授業では、豊かな心の育成、特に『命の大切さ』『思いやりの心』についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全生徒がもつように、教育活動全体を通じて指導する。そして、「傍観者もいじめに加担している」ということ認識させる。

② 道徳教育、人権教育や体験活動の取組

ア 道徳教育の充実

道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことを生徒に理解させる。そして、いじめが刑事罰の対象になり得ること、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ること等についても、発達段階に応じて実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ機会を設ける。

また、観衆や傍観者にならず、いじめ事案やいじめと思われる行為があれば、アンケート等を通じて、相談や報告することで、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

イ 人権教育、同和教育の着実な推進

人権教育、同和教育について、人権尊重の意識を高める教育の推進のため、人権擁護団体などとの連携の推進を図る。

ウ 体験活動の推進

望ましい人間関係の形成に向けて、異学年交流を実践する。

③ インターネットによるいじめに対する取組

ア 情報モラル教育の充実を推進する

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。いじめの具体的事例を示しながら、いじめの行為が刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象になり得ることを理解させる。

イ 外部機関との連携

法務局、警察などと連携し啓発に努める。また、地方自治体や教育委員会など、生徒が相談できる機関や窓口を周知する。

(2) 生徒によるいじめ防止に向けた具体的な取組

① いじめ見逃しゼロスクール集会、いじめ見逃しゼロ強調月間の実施

② 小中連携した「いじめ見逃しゼロ意見交換会」、「小6部活動体験会」の実施

③ あいさつ運動や清掃強調週間等の生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実

④ 地域の特徴を生かした「一中ウォーク」などの学校行事や「地域の清掃活動」などのボランティア活動を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする

(3) 教育相談体制

① 「いつ、どこで、誰が、誰を対象に」教育相談を実施するかの明示

ア 年に3回強調期間を設け、全校体制で教育相談を実施

イ 心の健康スマイルアンケートの実施（上記ア以外の各月）

② スクールカウンセラーやS S Wの活用

③ 教育相談実施後の情報共有と迅速な対応

(4) 早期発見・早期対応の在り方

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

《いじめの早期発見のための取組》

- ① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教師が生徒の様子を見守り、日常的なきめ細かな観察を行うことにより、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ② 生徒指導部会（週1回実施）で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目と心で生徒を見守る。また、欠席した生徒には「子どもと共に1・2・3運動」を徹底する。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的にはたらきかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聴き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活アンケート」を年2回実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめ見逃しゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 「心の健康スマイルアンケート」（教育相談のない月）と年3回の「教育相談」により、生徒の内面理解に努め、生徒に寄り添った対応を心がける。
- ⑥ 週1時間の道徳の授業を大切にすることをはじめ、教育活動全体を通して実践的な態度を涵養するために、道徳教育の改善を推進する。
- ⑦ 生徒指導情報の一元化・発信を徹底し、生徒理解、実態把握に努める。
ア 学年内のできごとは全て学年主任に報告し、学年主任（と担当者）が掌握する。
イ 学年主任（又は担当者）は、生徒指導主事へ報告する。生徒指導主事から校長、教頭へ報告し、判断を仰ぐ。

《家庭や地域、関係機関と連携した取組》

- ① いじめが起きた時には、家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係について情報を集めて指導に生かす。また、決して学校だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 保護者や地域住民が学校運営に参画する地域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

《インターネットを通じて行われるいじめへの取組》

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応する。

- ① インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止するとともに、発生した場合には効果的に対処することができるよう、生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び適切な使用に関する啓発を行う。
- ② インターネット上に不適切な書き込みなどを発見した場合、被害の拡大を避けるため、削除させる指導をするとともに、保護者と連携を図り、協力を依頼する。
- ③ 必要に応じて、警察などの専門機関に相談、通報し、適切な援助を求める。

いじめ類似行為

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

5 校内研修

すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの防止などの対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう職員研修をはじめ、各種研修の充実を図る。そのため、以下の4点を実施し、教職員の指導力の向上を図る。

- ① 生徒理解のための研修
- ② Q-U検査のアセスメント研修
- ③ 人権教育、同和教育研修会
- ④ 各種研修会への職員の計画的な参加

6 いじめ防止に向けた取組の評価

「第一中学校いじめ防止基本方針」、定期的なアンケート調査、個人面談などを確実に実施されているかを適宜点検する。

- ① 生徒や保護者に対するアンケート（年2回）
- ② Q-U検査（年1～2回）
- ③ 学校評価、学校関係者評価会議（年2回）

7 保護者や家庭へのいじめ防止に向けた啓発活動

いじめが生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性などについて「いじめ見逃しゼロ 県民の集い」や広報誌などを通して、啓発活動を行う。

- ① 市教委、市P連主催の講演会への参加
- ② 各種便りやPTA総会等を通じて、各種アンケート結果と対策の公表
- ③ ホームページの活用（いじめ防止基本方針の公表）

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
ア 生徒が自殺を企図した場合
イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合
エ 精神性の疾患を発症した場合 など、生徒の状況に着目して判断する。
- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間（30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉える。
- ③ その他の場合
生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと捉える。

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→新発田市長

不登校重大事態については、欠席30日になる前、重大事態に至る相当の段階から報告・相談する。欠席が数日続き、何らかの形でその生徒又は保護者と面談をした際に、いじめられているという訴えがあった時点で、重大事態が発生したと捉える。

(3) 調査について

- ① 学校が主体となって行う基本調査及び報告
ア 重大事態が発生した場合には、直ちに学校は、基本調査を実施し、その結果を市教育委員会に報告する。

- イ 基本調査に当たっては、次の事項に留意する。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として、調査を行う。
 - ・質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

《いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合》

- ・いじめを受けた生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・いじめを行った生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
- ・いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

《いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合》

(いじめを受けた児童生徒の入院や死亡などの場合)

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、調査すること。
- ② 市教育委員会が主体となって行う場合（詳細調査）
- ※学校主体の調査では、重大事態への対処及び事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合などに実施する。

(4) 調査を行う組織

- ① 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ② 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体とする。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う。
- ③ 「事実を確認する」ために
 - ア いじめ行為が、「いつ」、「誰から」、「どのような態様であったか」、「いじめの背景」、「生徒の人間関係にどのような問題があるか」、「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ④ いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
 - ア いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - イ いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先する。
 - ウ いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、安心して学校生活が過ごせるよう支援を行う。
- ⑤ いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合
 - ア 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して調査により明らかになった事実関係について説明する。
※この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で説明（経過報告）をする。
 - イ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
 - ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
 - エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。
- ② 調査結果の報告
 - ア 調査結果については、市教育委員会に報告する。

(7) 重大事態への対処の留意事項

市教育委員会又は学校は、学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

- ① 市教育委員会ならびに学校は、生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、生徒や保護者等への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- ② 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査において市教育委員会ならびに学校は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- ③ いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、市教育委員会及び学校は、いじめを受けた生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- ④ 学校は、調査後、当該生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて市SSW等の専門家を活用すること。
- ⑤ 学校は、調査結果においていじめが認定されている場合、いじめを行った生徒に対しては、保護者の協力も得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

【参考資料】

いじめの認知について

1 いじめの定義の解釈の明確化

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(ごく初期段階のいじめの具体例)

- ・授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある

(好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合の具体例)

- ・AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
- ・入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Bさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

2 「けんか」の捉え方について

いじめの認知漏れの原因として、児童生徒間でなされた行為を「けんか」と捉えて「いじめ」と認知しなかった事案があり、是正に向けた周知を行う。

(1) 「けんか」が拡大解釈され、いじめの認知漏れに至る危険性

(国のいじめ防止基本方針より抜粋)

(いじめから)けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○認知漏れの例

(例1)

A君は、B君に消しゴムをちぎって投げた。B君は何度も止めてとあったがA君は繰り返し消しゴムをぶつけ、けらけら笑っていた。(a)

ついにB君は頭にきてA君を叩いた。するとA君は、「叩いたな」といってB君を押し倒し、馬乗りになって何度もB君を叩いた。(b) B君は、泣き出してしまった。

その後、担任が事情を確認すると、A君は、B君が最初に殴ったからやり返しただけだと主張した。担任は、A君の主張のとおり「けんか」と判断した。

- (a)の行為がA君からB君へのいじめであり本事案の原因となっている。
- B君の「叩いた」という行為に対するA君による(b)の行為は過剰である。
- 行為の結果として、B君が泣いてしまったように大きな苦痛をとまなっている。よって、(例1)は、A君からB君への一連のいじめと見ることが適当である。

【参考資料】

(例2)

クラス内の2つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言われていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。

○「けんか」は、突発的に発生し、行為自体が短時間で終わるものと捉える。よって(例2)は、双方向のいじめと捉えるべきである。

(2)「けんか」はいじめとして扱わないことについて

国の基本方針において、「けんか」はいじめとして扱わない旨の記述が存在するが、これは、社会通念上の「けんか」を全ていじめから除外するものではない。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為(一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの)は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない「けんか」は、極めて限定的である。

3 いじめを受けていると思われる児童生徒が「大丈夫」と答えたことをもって単純にいじめではないと判断し「いじめ」の認知漏れとなってしまう問題について

(例)

A君は、B君、C君と休み時間によく一緒に遊んでいる。最近は、教室でプロレスごっこがはやっており過激になってきている。同じクラスの生徒が担任の先生に「B、Cはプロレスをやっている際、かなり乱暴。Aは2人にやられている。」との話があった。担任がA君に直接確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、Aが苦痛を感じていないと判断し、いじめと認知しなかった。

○いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

○いじめは、ふざけあいを装った形態で行われることがあり、教職員の前で加害者がいじめでないと主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することなどもある。いじめではないかと違和感を持った場合は、当事者が否定したとしても早計にいじめではないと判断するのではなく、違和感を持った行為をすぐに止めさせ、調査を行い(家庭訪問を行うなどいじめを受けている可能性がある児童生徒が話をしやすい環境での聴き取り、周囲の児童生徒からの聴き取り、アンケート調査など)、必要に応じて指導をすることが大切である。

○いじめを受けていると思われる児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合であっても、通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として積極的に認知する。

【参考資料】

4 「いじめ」という言葉を使用しない場合の指導例

いじめ防止対策推進法で規定された「いじめ」は、広範に渡るため、指導においては、敢えて「いじめ」という言葉を使用しない場合もあり得ることを周知する。

Aさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは、解き方と答えを教えてあげた。

Aさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。このことでBさんは困惑してしまった。

(定義)

第二条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ AさんとBさんは、一定の人的関係にある。
 - ・ BさんがAさんに解き方と答えを教えた行為は心理的又は物理的な影響を与える行為
 - ・ Aさんは泣き出しており苦痛を感じたと認められる。
- いじめとして認知する（組織的対応）。

(指導例)

○担任の先生からAさん

「もう少しで解けたとこだったので悔しかったのね。がんばってたもんね。」と慰めた。また後日、Aさんの気持ちが落ち着いているのを確認し、「Bさんはなんでそんなことをしたと思う？」と問いかけながらBさんが親切心から行った行動であることも悟らせた。

○担任の先生からBさん

先生「Aさんが困ってると思って教えてあげたのね。Bさんはとても親切だもんね。」

「困っている人がいたら助けてあげるのはとても大切だからこれからもその気持ちを大切にね。」

「ところで、今日、なぜAさんが泣いちゃったと思う？」

Bさん「自分で問題を解きたかった。」

先生「先生もそうだと思う。そんなときどうするといいのかな？」

Bさん「もう少し待てばよかった」

「分からないところがあったら聞いてねと言えばよかった。」

先生「そうだね。とってもいいアイデアだね。」

→今回、Bさんへの指導や保護者への報告に当たって「いじめ」という言葉を使う必要はない。しかし、同様の行為が指導後も続き、Aさんが苦痛に思うことがあれば、Bさんとその保護者に対して、定義に基づき「いじめ」に当たることを伝える必要がある。

【出典 文部科学省「いじめの認知について」から抜粋】

いじめの認知について

～ 先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】 ちゃんとした調査だろうか？ なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】 こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかな？ しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】 〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかな？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかななものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで…、一回きりだから…）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

【参考資料】

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①、②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。

◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

【参考資料】

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのアかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのアかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

【出典 文部科学省「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成
及び新年度に向けた取組について（通知）別添」から抜粋】

(令和2年 新潟県条例第59号 令和2年12月25日公布)
新潟県いじめ等の対策に関する条例

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

このことは、いじめ等の問題に関する報道が本県の内外で繰り返される度に、県民誰もが強く願うことであり、児童等が光り輝く未来を享受するためには、社会全体でいじめ等の問題に取り組む必要があることはいまでもない。

ここに、私たちは、児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することができる環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。
- 3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすること

を旨として行われなければならない。

- 2 いじめ等の対策は、全ての児童等がいじめ等を行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して行われなければならない。
- 4 いじめ等の対策は、児童等の規範意識が養われるとともに、児童等が当該対策の当事者としての自覚を持ち、主体的かつ積極的に行動することができるように育まれることを旨として行われなければならない。
- 5 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の心情を尊重した対応及びその保護者に対する必要な支援並びにいじめ等を行った児童等に対する指導及びその保護者に対する必要な助言を適切かつ迅速に行われることを旨として行われなければならない。

(いじめ等の禁止)

第4条 児童等は、いじめ等を行ってはならない。

(県の責務並びに市町村への支援及び協力)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施するいじめ等の対策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめ等の対策について、自らが率先して実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行う

ことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の協力)

第10条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめ等の対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ等の未然防止に資する取組の推進等)

第12条 県は、児童等自らがいじめ等に関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他のいじめ等の未然防止に資する取組を推進するものとする。

- 2 県は、いじめ等の早期発見、発見したいじめ等への迅速かつ適切な対応等に資する環境の整備を図るものとする。
- 3 県は、いじめに起因して不登校になっている児童等について、当該児童等の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談その他の支援に資する環境の整備を図るものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携

携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

- 第 14 条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめ等を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修等を通じた学校の教職員の資質の向上、学校におけるいじめ等の対策の推進に資する体制の充実、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ等の対策を含む教育相談に応じるもの及びいじめ等への対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保並びに適切な配置その他必要な取組を推進するものとする。

(情報の共有、検証、調査研究等)

- 第 15 条 県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及するものとする。

(社会全体による対策の推進)

- 第 16 条 県は、社会全体でいじめ等の対策を推進するため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性、いじめ等に係る相談制度及び救済制度等について、県民の関心と理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。